

【42】がんプロフェッショナル養成プラン(拡充)

平成20年度概算要求額:2,800百万円

(平成19年度予算額:1,400百万円)

事業開始年度:平成19年度

事業達成年度:平成23年度

主管課

高等教育局医学教育課 (課長:三浦 公嗣)

関係課

事業の概要

本事業は、がん医療の担い手となる高度な知識・技術を持つがん専門医師及びがん医療に携わるコメディカルなど、がんに特化した医療人材を養成するため、国公私立大学を対象とした教育研究拠点の形成を全国的に拡大するとともに、大学病院等との有機的かつ円滑な連携のもとに行われる大学院のプログラム等をさらに重点的に支援することにより、大学教育の活性化を促進し、今後の優れたがん医療を担う人材養成の推進を図る。

必要性

がん専門医等の養成については、「第3次対がん10か年総合戦略」において、平成16年度からの10か年の戦略として、がん専門医の育成推進を掲げて以来、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書や「新健康フロンティア戦略」、また「経済財政改革の基本方針2007」においても、がん専門医の育成等を図ることが示されている。さらに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」への対応として、同年6月に「がん対策推進基本計画」が策定され、本事業の取組があげられており、各大学におけるがん診療に関する教育を専門的に行う教育組織、その実施体制の充実と緩和ケアを含めた人材養成の更なる推進を図ることが必要であると指摘されている。

本基本計画等の実現を目指すためには、今後、本プランを軌道に乗せるとともに、重点的な支援を行い、がん診療を専門的に行う医師等が専門性を発揮できる環境を整えることが必要である。

効率性

(事業アウトプット)

選定された18拠点に対して、教育拠点である国公私立大学や診療拠点であるがん診療連携拠点病院などと有機的な連携を通じて、がんに関する優れた教育研究の取組が実施されており、教育研究拠点における実施体制の強化・充実を図るとともに、平成19年6月「がん対策推進基本計画」に掲げている課題に対して積極的に対応するため、がん医療に携わるすべての医師等へ緩和ケアに関する教育の実施、がん医療に関する教育研究体制の強化、多数の大学と連携している拠点の実施体制に係る充実・強化、放射線治療設備等の設備整備の充実などを図る。

(事業アウトカム)

放射線療法及び化学療法等の優れたがん専門医等や緩和ケアの知識及び技術を習得しているがん医療に携わる医師数の増加が図られるとともに、がん医療水準の向上が図られる。

有効性

(施策目標)

施策目標3-1 大学などにおける教育研究の質の向上

(得ようとする効果)

各大学が、大学病院、がん診療連携拠点病院や地域の医療機関と連携して、がんに関する幅広い知識及び技術を有した専門医等の育成が図る。

(その達成見込み)

選択された大学が拠点となり、連携する大学・大学病院等との緊密なネットワーク体制を構築することによって、放射線療法、化学療法等を専門的に行う優れた専門家が多く輩出され、がん医療水準の向上に期待できる。

公平性、優先性

本事業は、国公立大学から申請されたプログラムの中から、有識者等からなる選定委員会にて厳選なる審査のもとプログラムの評価結果に基づき採択され支援する。

また、本事業は、第164回国会において成立した「がん対策基本法」の『がん医療に携わる専門的な知識及び技術を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講じるものとする。』に合致しており、また、「新健康フロンティア戦略」、「経済財政改革の基本方針2007」に提言されている等、優先的かつ重要な施策である。

18年度実績評価結果との関係

特になし

広報計画

本事業の展開に当たっては、採択大学のホームページと文部科学省ホームページをリンクさせ、進捗状況の情報などを発信し、大学、大学病院その他関係者など、広く社会に対して情報提供する。

備考

(本事業に関する提言等)

- ・「第3次対がん10か年総合戦略」(平成15年7月 文部科学省・厚生労働省)
- ・「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書(平成17年4月)
- ・「がん対策基本法」(平成19年4月 第164回国会成立)
- ・「新健康フロンティア戦略」(平成19年4月)
- ・「がん対策推進基本計画」(平成19年6月)
- ・「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月閣議決定)

がんプロフェッショナル養成プラン

がん(腫瘍)に関わる人材養成・研究推進と大学院教育の充実化

(平成19年度予算額 14億円)
平成20年度要求額 28億円

がん対策基本法

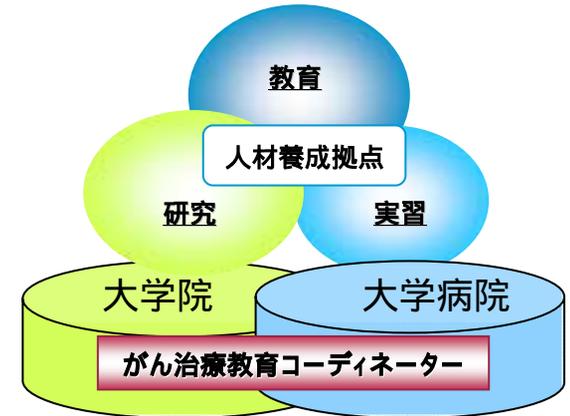
専門的な知識及び技能を有する医師
その他の医療従事者の養成

第14条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の養成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

【平成19年度】

優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムの構築と実施
実地修練を支援する体制の整備

医師のための「腫瘍専門医師養成コース」
コメディカルのための「がん医療に携わる職業人養成コース」
医師のための「がん専門インテンシブコース」



目標達成と国民のニーズに応えるため

がん対策推進基本計画

重点的に取り組むべき課題

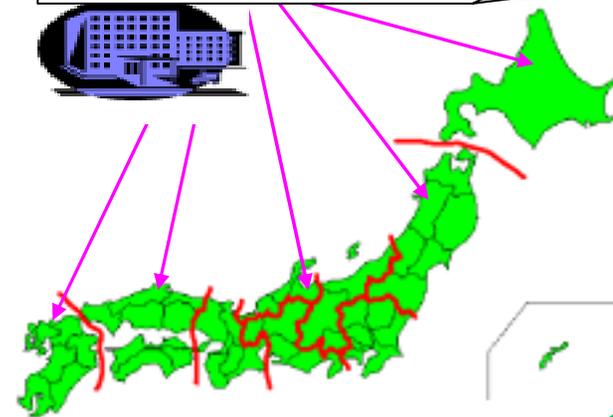
- (1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれら専門的に行う医師等の育成
- (2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施
- (3) がん登録の推進

【平成20年度】

教育プログラムのさらなる充実
実施体制の整備・強化

全医師等へ緩和ケアを含む教育の充実
がん診療に関する教育研究体制の強化
多数の大学と連携している拠点の実施体制に係る充実・強化
放射線治療設備等の設備整備の充実

がん医療を担う人材育成拠点形成



より質の高いがん医療の「均てん化」等により、全国どこでも最適な癌医療が受けられ、がんの治癒率が向上するとともに、がん患者の生活の質(QOL)が向上する社会を目指す。